

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○令和六年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集に係る受付期間、受付場所等……………一

○建築基準法による道路位置の指定……………三

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………三

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………三

○指定納付受託者の指定……………七

### 告示（公）

○技能検定員審査の実施……………七

○教習指導員審査の実施……………八

○開発行為に関する工事完了……………九

○令和六年二月一日付東京都告示第八十五号……………九

### 正誤

## 告示

### 東京都告示第七十四号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第十四条、第一百七十七条及び第一百八条の規定に基づき、令和六年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集に係る受付期間、受付場所等を次のとおり告示する。

令和六年三月一日

東京都知事 小池百合子

#### 一 採用種目

(一) 自衛官候補生（男子及び女子）

(二) 一般曹候補生（男子及び女子）

※ 入隊と同時に、二等陸士、二等海士又は二等空士として採用される。

(三) 航空学生（男子及び女子）

※ 入隊と同時に、二等海士又は二等空士として採用される。

#### 二 応募資格

(一) 自衛官候補生

日本国籍を有する者で十八歳以上三十三歳未満の者（ただし、三十二歳の者は、採用予定月の末日現在、三十三歳に達していない者）

(二) 一般曹候補生

日本国籍を有する者で十八歳以上三十三歳未満の者（ただし、三十二歳の者は、採用予定月の末日現在、三十三歳に達していない者）

(三) 航空学生

#### ア 海上自衛隊

日本国籍を有する者で十八歳以上二十三歳未満の者（高等学校を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）又は高等専門学校三年次を修了した者（修了見込みの者を含む。））

#### イ 航空自衛隊

日本国籍を有する者で十八歳以上二十四歳未満の者（高等学校を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）又は高等専門学校三年次を修了した者（修了見込みの者を含む。））

#### 三 受付期間

(一) 自衛官候補生

通年。詳細については、最寄りの出張所等に問い合わせること。

(二) 一般曹候補生

令和六年三月一日（金曜日）から同年五月七日（火曜日）まで（締切日必着）

(三) 航空学生

令和六年七月一日（月曜日）から同年九月五日（木曜日）まで（締切日必着）

#### 四 試験期日

(一) 自衛官候補生（Web試験）

ア 令和六年五月九日（木曜日）から同月十二日（日曜日）までのうちの一日

イ 令和六年五月二十三日（木曜日）から同月二十六日（日曜日）までのうちの一日

ウ 令和六年七月四日（木曜日）から同月七日（日曜日）までのうちの一日

エ 令和六年八月二十二日(木曜日)から同年二十五日(日曜日)までのうちの一

オ 令和六年九月五日(木曜日)から同月八日(日曜日)までのうちの一

カ 令和六年十月二十四日(木曜日)から同月二十七日(日曜日)までのうちの一

キ 令和六年十一月二十一日(木曜日)から同月二十四日(日曜日)までのうちの一

ク 令和七年一月九日(木曜日)から同月十二日(日曜日)までのうちの一

ケ 令和七年二月六日(木曜日)から同月九日(日曜日)までのうちの一

コ 令和六年六月十五日(土曜日)から同月三十日(日曜日)までのうちの一

カ 令和六年五月十七日(金曜日)から同月二十六日(日曜日)までのうちの一

イ 二次試験

イ 二次試験

(三) 航空学生  
ア 一次試験

イ 二次試験

ウ 三次試験

(ア) 海上自衛隊

令和六年十一月十五日(金曜日)から同年十二

月十一日(水曜日)まで

(イ) 航空自衛隊

令和六年十一月九日(土曜日)から同年十二月十二日(木曜日)まで

五 試験場

東京都等に所在する自衛隊施設等で実施

六 受付場所

別表の出張所等又は区市役所若しくは町村役場

七 受付時間

(一) 別表の出張所等

平日の午前九時から午後六時まで

(二) 区市役所又は町村役場

区市役所又は町村役場の所管課の執務時間内

別表

出張所等の名称 位置及び電話番号 担当地区

自衛隊東京地方協 新宿区市谷本村町 十番一号(〇三一三二六〇一〇五四三)

自衛隊東京地方協 港区西新橋一丁目 六番十三号 柏屋ビル四階(〇三一三五九一一五一〇)

自衛隊東京地方協 千代田区、中央区、港区、大島町、利島村、新島村及び神津島村

自衛隊東京地方協 大田区、三宅島三目一番六号 谷口ビル三階(〇三一三七三六一四二七)

自衛隊東京地方協 大田区、三宅島三目一番六号 谷口ビル三階(〇三一三七三六一四二七)

自衛隊東京地方協 世田谷区太子堂二丁目十二番二号

自衛隊東京地方協 世田谷区

案内所

T i o n e 世田谷

ビル二階(〇三一三四二一六〇三九)

自衛隊東京地方協 品川区東五反田四丁目十番十二号 共進ビル二階(〇三一三四四五七七七七)

品川区及び目黒区

自衛隊東京地方協 品川区代々木一丁目四十一番九号 DMK代々木ビル二階(〇三一三三七四一二〇三三)

自衛隊東京地方協 品川区西池袋一丁目十八番一号 五光ビル五階(〇三一三九八二一七〇七五)

自衛隊東京地方協 品川区豊島区西池袋一丁目十八番一号 五光ビル五階(〇三一三九八二一七〇七五)

自衛隊東京地方協 品川区北區赤羽西一丁目三十七番二号 ジェラルド五階(〇三一三九〇〇一八四一一)

自衛隊東京地方協 品川区練馬区豊玉北六丁目三番三号 第八平和ビル四〇三(〇三一三九九一一八九二一一)

自衛隊東京地方協 品川区練馬区

品川区及び江東区

自衛隊東京地方協  
力本部台東出張所  
台東区東上野三丁目十七番八号 大野屋ビル二階(〇三三三八三一三五五)

自衛隊東京地方協  
力本部足立地域事務所  
足立区千住中居町三十三番三号 大橋ビル一階(〇三一三八二一八八三)

自衛隊東京地方協  
力本部新小岩募集案内所  
葛飾区東新小岩一丁目三番四号 塚原ビル三階(〇三一三六九六一三五三七)

自衛隊東京地方協  
力本部立川出張所  
立川市緑町四番地の二 立川地方合同庁舎二階(〇四二一五二四一〇五三八)

自衛隊東京地方協  
力本部西東京地域事務所  
西東京市田無町四丁目二十八番十三号 おんべビル五階(〇四二一四六三一一九八一)

自衛隊東京地方協  
力本部八王子地域事務所  
八王子市東町一番六号 橋完LKBビル三階(〇四二一六四五一八〇五〇)

自衛隊東京地方協  
力本部町田募集案内所  
町田市原町田五丁目九番十五号 永和ビル二階(〇四二一七二三一一一八六)

自衛隊東京地方協  
力本部福生募集案内所  
福生市本町百四十二番地 マサビルB館二階(〇四二一七二三一一一八六)

文京区、台東区及び荒川区

足立区

葛飾区及び江戸川区

立川市、昭島市及び武蔵村山市

武蔵野市、三鷹市、小金井市及び西東京市

八王子市及び日野市

町田市

青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の

一五五一―四七二 出町、檜原村及び奥多摩町

自衛隊東京地方協  
力本部国分寺募集案内所  
国分寺市南町三丁目十一番十八号 サンスクエアビル一階(〇四二一三二四一〇一〇)

自衛隊東京地方協  
力本部府中分駐所  
府中市浅間町一丁目五番地五 府中基地内(〇四二一三六五一五〇一)

●東京都告示第七十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月一日

東京都多摩建築指導事務局長

名	取	伸	明
指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和六年二月七日	清瀬市上清戸一丁目千七百四十七番三の道路	延長 六・六一 幅員 四・〇〇

●東京都告示第七十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の

規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和六年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和六年三月十一日 午前十時  
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社DPS

(二) 代表者氏名 代表取締役 竹下 直希

(三) 主たる事務所の所在地 豊島区西池袋三丁目二十二番五号 パルクスビル2F

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇八七六一号

(五) 免許年月日 令和五年一月十三日

●東京都告示第七十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月一日

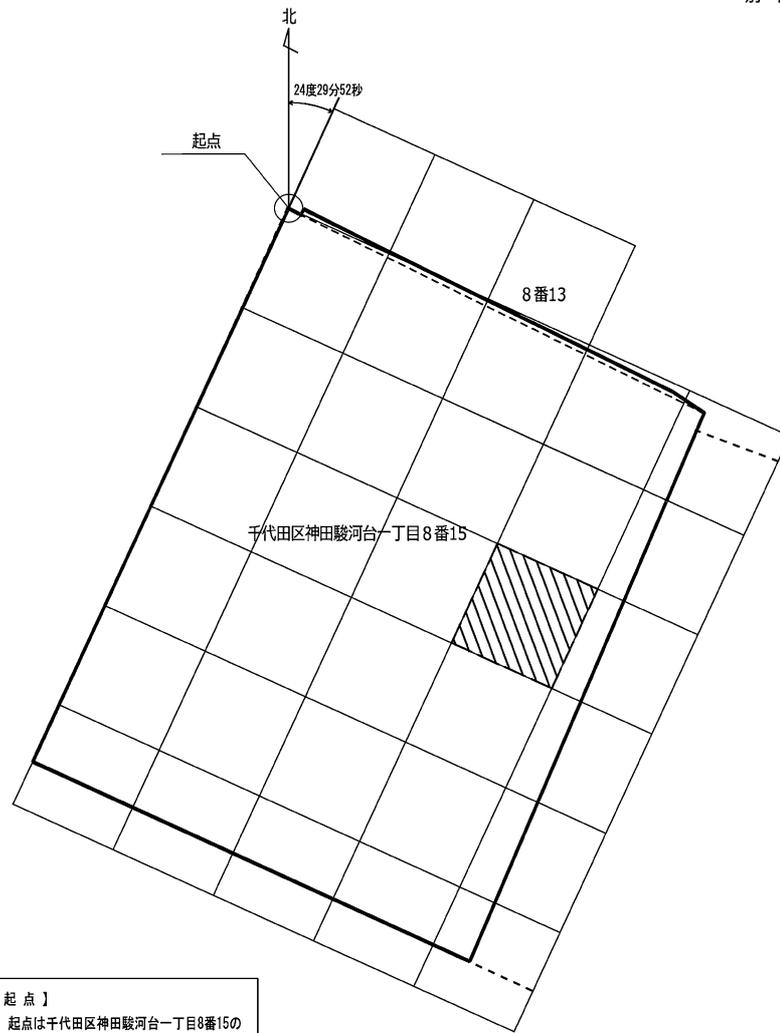
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(千代田区神田駿河台一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【 起 点 】  
起点は千代田区神田駿河台一丁目8番15の最北端とする。

【 凡 例 】

- : 単位区画
- : 調査対象地 (敷地境界)
- - : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【 格子の回転角度 : 24度29分52秒 】  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百七十八号

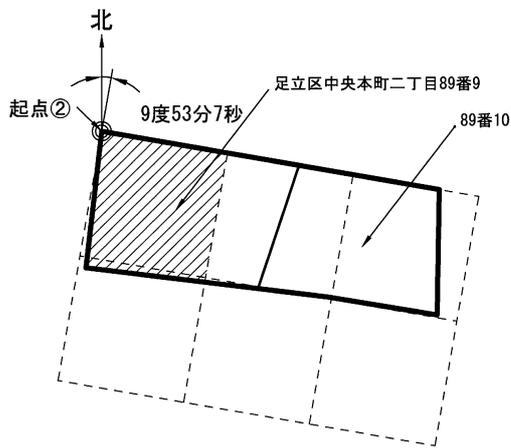
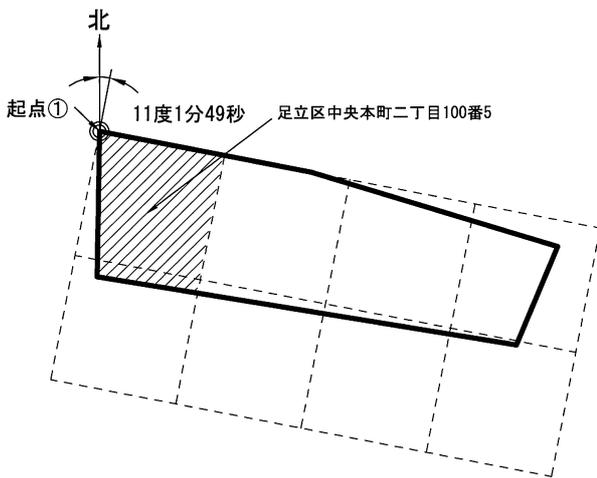
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区中央本町二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



- 【凡例】
- 調査対象地
  - 単位区画
  - 筆境界
  - 形質変更時要届出区域

【起点】

起点①は足立区中央本町二丁目100番5の最北端とする。  
 起点②は足立区中央本町二丁目89番9の最北端とする。

【格子の回転角度】

起点① 11度1分49秒  
 起点② 9度53分7秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百七十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

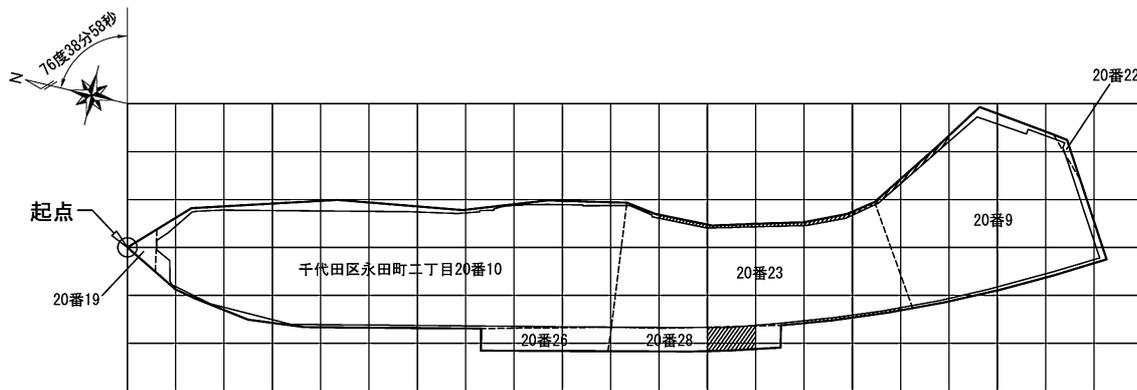
令和六年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(千代田区永田町二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別 図



【凡例】

- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地

【起点】

起点は、千代田区永田町二丁目20番19の最北端とする。

【格子の回転角度(76度38分58秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）第三十七条の三の規定により告示する。  
令和六年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地  
株式会社NTTデータ

東京都江東区豊洲三丁目三番三号

二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）別表第二 三の項に規定する手数料及び東京都情報公開条例（平成十一年東京都条例第五号）第十七条第一項に規定する開示手数料のうち警視庁本部所属の収入に属するもの

三 指定日

令和五年八月二十四日

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第90号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月1日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

(1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

(2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）

(3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
- ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
- イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

(2) 技能検定に関する知識

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項各号又は第3項各号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時  
令和6年4月3日（水曜日）  
時間については申請書提出時に指定する。

(2) 場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

6 申請手続

(1) 申請書類  
ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和6年3月14日（木曜日）及び同月15日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

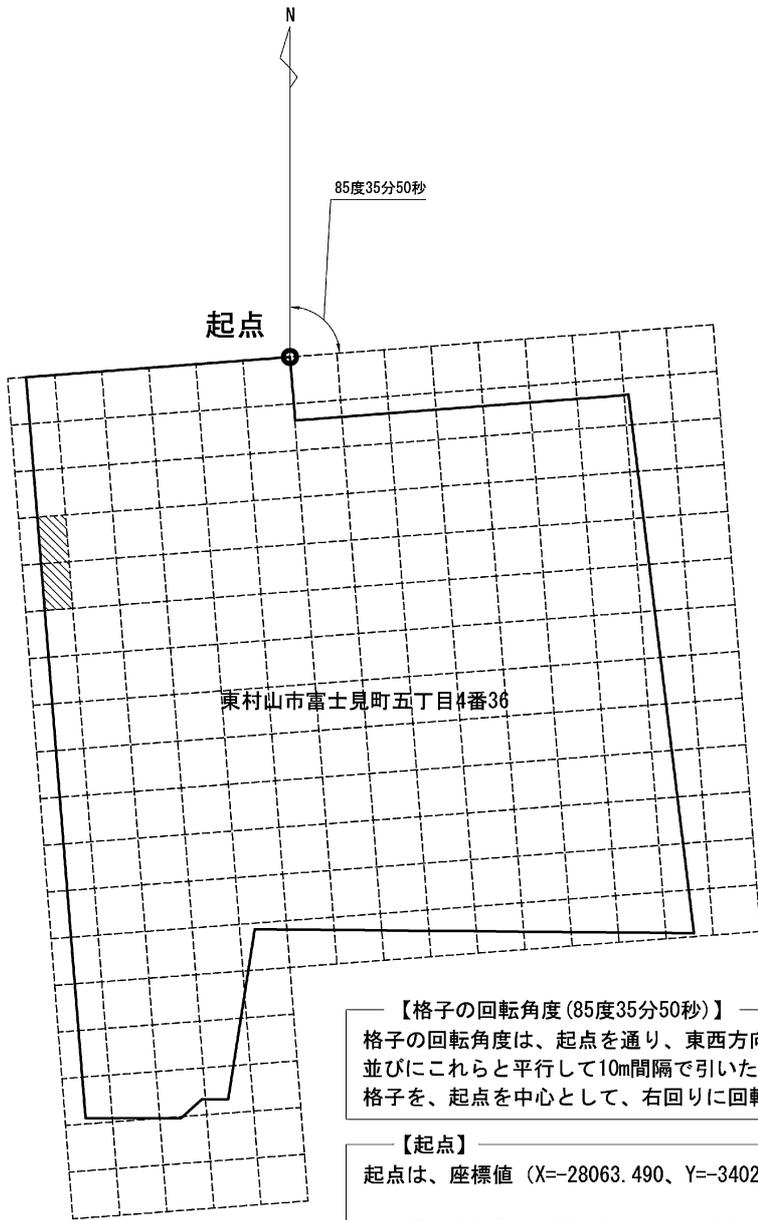
<p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和6年3月4日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品 (1) 運転免許証 (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03（3581）4321 内線7251-5276</p> <p>●東京都公安委員会告示第91号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項に</p>	<p>において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和6年3月1日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記</p> <p>1 審査の種類 (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格 次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者 (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型） (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型） (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p>	<p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運送代行業に関する法令についての知識</p> <p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項各号又は第5項各号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和6年4月3日（水曜日） 時間については申請書提出時に指定する。</p> <p>(2) 場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）</p> <p>6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



別図

【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
-  形質変更時  
要届出区域



【格子の回転角度(85度35分50秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、座標値 (X=-28063.490、Y=-34026.622) とする。

※座標値は測量法(昭和24年法律第188号)の規定による、世界測地系座標に基づく。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001